

## 訓令

### 埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る審査請求等に関する事務の項事務局専決事項の欄5中「第七十七条」を「第七十条」に、「第五十九条」を「第三十条」に、「第四十四条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄8中「第四条第三項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第四条第四項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、「当該期限を繰り上げて退職させ」を「当該期限を繰り上げ」に、「繰り上げて退職させること」を「繰り上げること」に改め、同欄10及び11を削り、同欄9を同欄10とし、同欄8を同欄9とし、同欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている役付職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄に次のように加える。

11 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める役付職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

12 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める役付職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

13 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める役付職員が占める管理監督職に係る異

動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める役付職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。

14 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める役付職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

15 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

16 定年制条例第十一条の規定に基づき、延長した異動期間の延長の事由が消滅した役付職員について、他の職への降任等を行うこと。

17 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を役付職員として採用すること。

18 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた役付職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

19 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、役付職員として任期を定めて採用すること。

20 改正定年制条例附則第三条第三項（改正定年制条例附則第四条第三項、第五条第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任期を定めて採用した役付職員の任期を更新すること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局長決裁事項の欄4中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同欄中15を26とし、14を25とし、13を24とする。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局長決裁事項の欄10中「第四条第四項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、「当該期限を繰り上げて退職させ」を「当該期限を繰り上げ」に、「期限を繰り上げて退職させること」を「期限を繰り上げること」に改め、同欄中11及び12を削り、同欄10を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管

- 理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る）をすること。
- 13 職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公法第二十七条第二項に規定する降給とみなされる措置を講ずること。
- 14 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める一般職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。
- 15 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める一般職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 16 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める一般職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める一般職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。
- 17 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める一般職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 18 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。
- 19 定年制条例第十一条の規定に基づき、定年制条例第九条の規定により延長した異動期間の延長の事由が消滅した一般職員について、他の職への降任等をする事。
- 20 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を一般職員として採用すること。
- 21 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた一般職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 22 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、一般職員として任期を定めて採用すること。
- 23 改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局長決裁事項の欄9中「第四条第三項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中9を10とし、8を9とし、同欄7の次に次のように加える。

8 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した一般職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている一般職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項委員長決裁事項の欄に次のように加える。

18 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、事務局長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

19 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、18の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

20 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、事務局長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長決裁事項の欄に次のように加える。

28 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、参事、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

29 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、28の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

30 埼玉県職員服務規程第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、参事、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中26を28とし、21から25までを23から27までとし、20を21とし、同欄21の次に次のように加える。

22 学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則（令和5年埼玉県教育委員会規則第二十二号）第十一条の規定に基づき、同規則の規定による場合には他の学校職員との均衡を著

しく失すると認められるときその他の特別の事情がある場合の協議に応ずること。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中19を20とし、3から18までを4から19までとし、同欄2の次に次のように加える。

3 職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（七―一〇七六）第十三条の規定に基づき、規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときの別段の取扱いについて承認をすること。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長決裁事項の欄中35を削り、38を37とし、37を36とし、36を35とする。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄19中「任期付職員規則」を「（一般職の任期付職員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇―一。以下「任期付職員規則」という。））」に改める。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長決裁事項の欄中36を37とし、30から35までを31から36までとし、同欄29の次に次のように加える。

30 任期付職員規則第六条第一項の規定に基づき、試験の結果により採用された者に相当する者として認めること。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項事務の種類欄中「再任用」を「異動期間の延長」に改める。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄1を次のように改める。

1 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四条までの規定により異動期間を延長した職員（職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である者に限る。）1から4までにおいて同じ。）であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務する場合の承認をすること。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄2中「埼玉県人事委員会規則九―一」を「埼玉県人事委員会規則九―三」に、「第二条第二項」を「第五条第二項ただし書」に、「異動させる」を「昇任し、降任し、又は転任させる」に改め、同欄2を同欄5とし、同欄1の次に次のように加える。

2 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。

- 3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。
- 4 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長する場合の承認をすること。  
別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄1を次のように改める。
  - 1 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四条までの規定により異動期間を延長した職員（職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である者を除く。）1から4までにおいて同じ。）であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務する場合の承認をすること。  
別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄2中「第二条第二項」を「第五条第二項ただし書」に、「異動させる」を「昇任し、降任し、又は転任させる」に改め、同欄3中「第九条」を「第二十二条」に改め、同欄3を同欄6とし、同欄2を同欄5とし、同欄1の次に次のように加える。
    - 2 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。
    - 3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。
    - 4 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長する場合の承認をすること。  
別表第四課長専決事項の欄中19から63までを次のように改める。
      - 19 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」といふ。）第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（次号において「地方公共団体事務」という。）に関するものに限る。）を講ずること。
      - 20 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあつせんその他必要な措置（地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務に限る。）を講ずること。
      - 21 法六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。
      - 22 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
      - 23 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
      - 24 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

- 25 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。
- 26 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。
- 27 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。
- 28 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 29 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講じること。
- 30 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
- 31 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 32 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 33 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 34 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 35 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
- 36 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 37 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 38 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 39 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 40 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 41 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 42 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 43 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 44 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 45 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 46 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 47 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 48 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 49 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

- 50 法第百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 51 法第百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 52 法第百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 53 法第百三条の規定に基づき、通知すること。
- 54 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 55 法第百九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 56 法第百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 57 法第百十四条第一項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 58 法第百十四条第二項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 59 法第百十四条第三項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 60 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 61 法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 62 法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。
- 63 法第百二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。  
別表第四課長専決事項の欄に次のように加える。
- 64 法第百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。
- 65 法第百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
- 66 法第百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。
- 67 法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 68 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下「条例」という。）第七条の開示の請求及び条例第二十一条第一項の開示の申出を受理すること。
- 69 条例第八条第二項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 70 条例第十四条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する決定をし、及び通知すること。
- 71 条例第十四条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない決定をし、

及び通知すること。

72 条例第十五条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

73 条例第十五条第三項の規定に基づき、通知すること。

74 条例第十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

75 条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

76 条例第十七条第三項（条例第二十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

77 条例第十八条第一項又は第二項の規定に基づき、公文書を開示すること。

78 条例第十八条第三項又は第五項の規定による申出を受理すること。

79 条例第二十四条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

80 埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則（平成十三年人事委員会規則一―四三）第九条の規定に基づき、公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずること。

別表第四総務給与課長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5までとし、同欄7中「6」を「5」に改め、同欄7を同欄6とし、同欄8を同欄7とし、同欄9中「8」を「7」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄10を同欄9とし、同欄11中「10」を「9」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、同欄13中「12」を「11」に改め、同欄中13を12とし、14を13とし、15を14とする。

#### 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。